

うきは市ふるさとうきは同窓会開催支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活拠点を他県、他市町村に移した本市出身者と、地域とのつながりを再構築し、郷土愛の醸成と地域の活性化を図るため、市内において開催される同窓会に要する経費の一部について、うきは市ふるさとうきは同窓会開催支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、うきは市補助金等交付規則（平成17年うきは市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象の同窓会)

第2条 補助対象となる同窓会は、当該同窓会を開催する日が属する年度の4月2日から翌年度の4月1日までの間に20歳以上である市民及び本市出身者で、市内の同じ小学校又は中学校及び高等学校を卒業した者により行う学年単位又は学級単位（複数学級単位で行うものも含む。）での同窓会とし、次の各号に該当するものとする。

- (1) 市内で開催されるもの
- (2) 毎年度4月1日～翌年3月31日の間に開催されるものであること。
- (3) 10名以上の参加で開催されるもので、うち市外居住者が3割以上参加するもの
- (4) 同窓会の参加者へ、市が提供するパンフレット等の情報提供及びアンケート調査等への協力を承諾すること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、同窓会を開催するために必要な経費とし、次に掲げるものとする。

- (1) 開催案内文書の作成及び送付に必要な印刷製本費及び通信運搬費
- (2) 消耗品費
- (3) 会場使用料及び飲食代等を含む開催に必要な経費
- (4) 代行業者等委託費
- (5) 記念撮影等に係る費用
- (6) その他必要経費と認められるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、出席人数に2,000円を乗じて得た額とし、50,000円を限度とする。
ただし、同一年度内に同一の単位で行う同窓会への補助金の交付は、同一年度内に1回を限度とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、同窓会の開催予定日の20日前までにうきは市ふるさとうきは同窓会開催支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 出席予定者名簿（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、うきは市ふるさとうきは同窓会開催支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(概算払)

第7条 前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者は、当該補助金について概算払を受けようとする場合は、うきは市ふるさとうきは同窓会開催支援補助金概算払請求書（様式第5号。以下「概算払請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の概算払請求書が提出された場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の一部又は全部について概算払をするものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、同窓会開催日から30日以内に、うきは市ふるさとうきは同窓会開催支援補助金実績報告書（様式第6号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第7号）
- (2) 領収書の写し
- (3) 出席者名簿（様式第8号）
- (4) 出席者全員が分かる集合写真（同窓会当日に撮影したもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき金額を確定し、うきは市ふるさとうきは同窓会開催支援補助金確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、虚偽又は不正な申請により補助金の交付決定を受けた者に対し補助金の交付の決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を求めることができる。

2 交付決定を受けた者は、前条において返還金が生じた場合には、速やかに市に返還しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する